

第4次富田林市総合計画

第9期実施計画

平成28年度



大阪府富田林市

将来像

南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林

まちづくりの理念

(1) みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち 富田林

- ・ 市民をはじめ、全てのひとと組織が、ともに手を携え、私達だけでなく子や孫の世代もが生まれてよかった、住み続けたいと感じることのできる魅力あるまちづくりを進めます
- ・ 市民がまちづくりの主役として、積極的に参画・協働・連携できる環境づくりを進めます。

(2) 暮らしやすさを実感

- ・ 全ての市民が互いを尊重しながら、どんな立場であっても、住みやすく、いきいきと暮らすことのできる生活の場づくりを進めます。
- ・ 市民の多様なライフスタイルやニーズに見合ったまちづくりを展開することにより、満足度の高いまちづくりを進めます。

(3) 互いに連携し支えあう地域

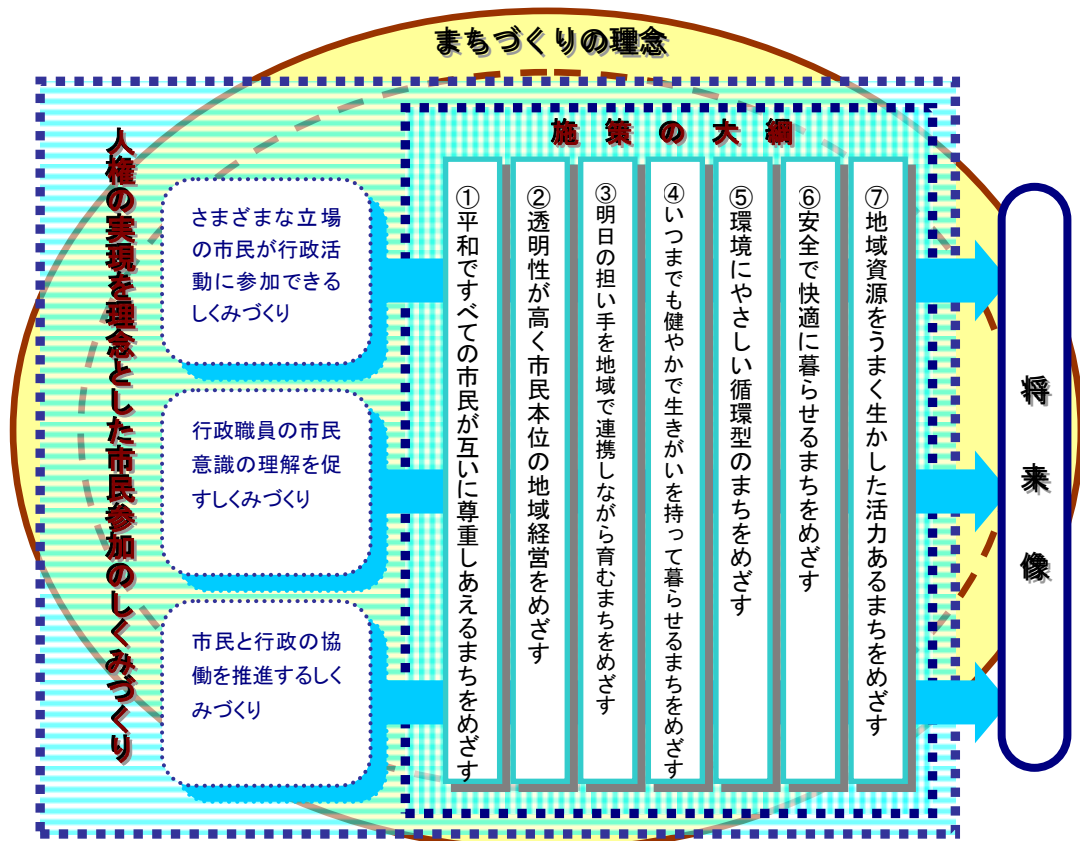
- ・ 市民の日常生活の場である地域や組織において、人と人とのつながりや結びつきを大切にしながら、互いのつながりを深められる関係づくりを進めます。
- ・ 地域が抱えるさまざまな問題や課題を解決できるような、信頼感ある地域社会づくりを進めます。

(4) 身近な資源への愛着と活用

- ・ 富田林の歴史や文化、伝統、自然環境のほか、市民の持つ知識や技術、経験等、有形・無形の地域資源に着目し、それらを互いに結びつけ、活用しながら後世に誇れる魅力あるまちづくりを進めます。

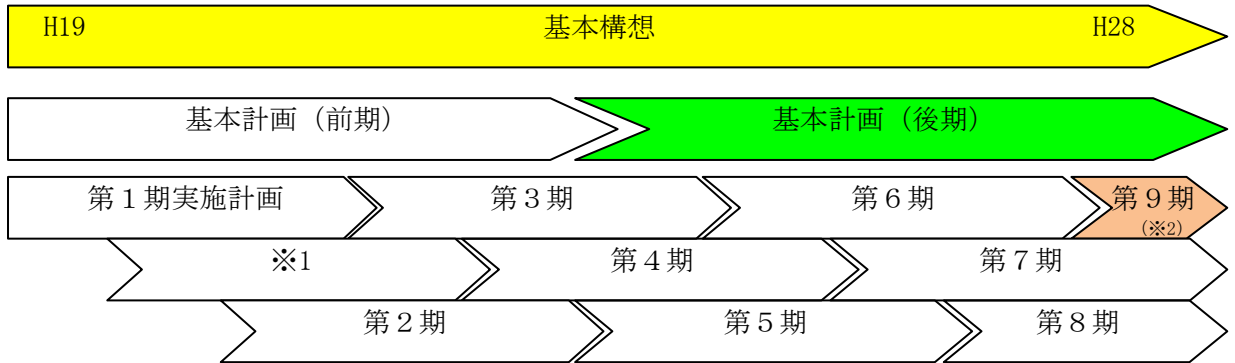
(5) 全地球的な視点と積極的な行動

- ・ 地球市民の一員として世界的な幅広い視点を持ち、地球環境の保全や平和の実現に貢献できる社会づくりを進めます。
- ・ 社会・経済状況の変化や新しい動きなどを適確にとらえ、それらを積極的に取り入れたまちづくりを進めます。



【実施計画とは】

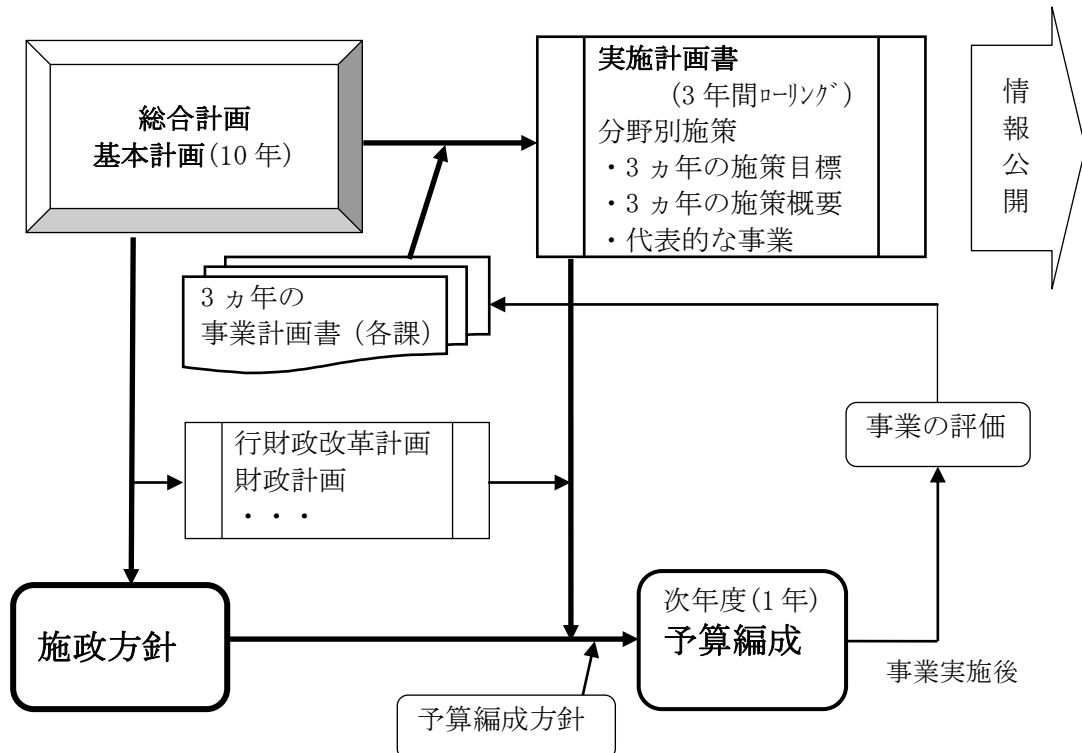
実施計画とは、第4次富田林市総合計画の基本計画において示された施策について、その重要度や緊急度、また財政状況等を勘案しながら効果的に選択し、毎年度、計画期間(3ヵ年)に実施すべき具体的施策を事業計画としてとりまとめたものです。



- ※1 第1期実施計画は第4次総合計画策定後の平成19年12月に策定したため、平成20年度の計画は省略し、平成21年度からの3年間を第2期実施計画としています。
- ※2 第9期実施計画は、第4次総合計画の目標年次が平成28年度となっていることから、平成28年度の1ヵ年を計画期間とします。

【実施計画策定の手順と予算編成の関係】

実施計画に示す事業は、庁内各部署から提出を受けた3ヵ年(第9期は1ヵ年)の事業計画から、実施すべき具体的事業を選択したもので、初年度事業については当該年度の当初予算が確定していることから、実施計画事業と予算の内容は一致します。また、次年度以降の実施計画事業は予算編成に先行して計画されることになるため、実施計画の事業内容や方針は、次年度の予算編成の指針となります。



目 次

富田林市総合計画第9期実施計画

1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 本市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3. 重点的に取り組む施策・事務事業の考え方・・・・・・・・12

第1章 人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり

- 第1節 さまざまな立場の市民が行政活動に参加できるしくみづくり・・・・14
- 第2節 行政職員の市民意識の理解を促すしくみづくり・・・・・・15
- 第3節 市民と行政の協働を推進するしくみづくり・・・・・・・・・・16

第2章 施策の大綱

- 第1節 平和ですべての市民が互いに尊重しあえるまちをめざす
 - 1 平和を希求する多文化共生のまちづくり
 - ① 平和活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
 - ② 多文化共生のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・17
 - 2 だれもが平等で尊重されるまちづくり
 - ① 人権の尊重と実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - 3 男女共同参画社会の形成
 - ① 男女共同参画社会の形成・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 第2節 透明性が高く市民本位の地域経営をめざす
 - 1 情報公開の推進
 - ① 情報公開の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
 - ② 情報化を活かしたまちづくり・・・・・・・・・・・・19
 - 2 市民本位の行財政運営の推進
 - ① 行財政改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - ② 新しい時代を担う人材の育成・・・・・・・・・・・・22
 - ③ 適正な財産管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 第3節 明日の担い手を地域で連携しながら育むまちをめざす
 - 1 将来のまちを担う、次世代を育む環境づくり
 - ① 子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
 - ② 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
 - ③ 学校・家庭・地域の連携・・・・・・・・・・・・27
 - ④ 青少年の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - 2 生涯にわたって学べる環境づくり
 - ① 生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 - ② 市民文化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 - ③ スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 第4節 いつまでも健やかで生きがいを持って暮らせるまちをめざす
 - 1 身近な医療体制づくり
 - ① 地域医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
 - ② 救急医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

2	地域ぐるみの健康づくり	
	① 保健予防の充実	32
	② 健康づくりの推進	33
3	みんなで支えあう福祉のコミュニティづくり	
	① 地域福祉の充実	33
	② 高齢者福祉の充実	34
	③ 障がい者福祉の充実	35
4	生活自立のための支援体制づくり	
	① 生活自立支援の充実	36
	② 保険年金の充実	36
第5節 環境にやさしい循環型のまちをめざす		
1	みんなで取り組む環境にやさしいまちづくり	
	① 市民地球環境運動の推進	37
	② 環境美化の推進	37
	③ ごみの減量とリサイクルの推進	38
	④ 汚水処理の推進	38
2	水とみどりを活かした生活環境づくり	
	① 水辺の環境整備	39
	② みどりの推進	39
	③ 自然、歴史環境の保全と活用	40
	④ 安全でおいしい水の供給	40
第6節 安全で快適に暮らせるまちをめざす		
1	危機管理の行き届いたまちづくり	
	① 防犯対策の充実	42
	② 防災対策の充実	43
	③ あらゆる危機への対応	44
2	安心して移動できるまちづくり	
	① 交通網の充実	45
	② 交通環境の整備	45
	③ 交通安全の推進	46
3	富田林らしい都市空間づくり	
	① 計画的な土地利用の推進	47
	② 富田林らしい景観の整備	47
	③ 住まいの充実	48
	④ 駅前等の賑わい再生	48
第7節 地域資源をうまく生かした活力あるまちをめざす		
1	農業の活性化と農を生かしたまちづくり	
	① 農業の生産価値の向上	49
	② 農を生かした多面的な交流の推進	49
2	地域に根ざす商工業の活性化	
	① 商工業経営の活性化	50
	② 買い物しやすい環境形成	50
	③ 雇用機会の拡充	51
3	魅力ある資源と交流のまちづくり	
	地域資源を活かした交流の促進	52

富田林市総合計画第9期実施計画（平成28年度）

1. 計画の目的

（1）第4次総合計画の実現

本市の第4次総合計画は、市民の参加により、約3年間の議論を経て策定され、平成19年度にスタートしました。まちづくりの5つの基本理念と7つの施策の大綱をもとに、本市が目指す将来像を実現するため、計画的な事業の実施に努めるものです。

また、平成21年度からは、毎年、フォローアップ会議を開催しています。

この会議は、総合計画審議会委員の中から参加いただいた委員により、総合計画の実施状況について、社会情勢の変化や基本計画の進捗状況を踏まえ、調査・確認などを行うものです。会議でいただいたご意見は、施策への反映や実施計画の作成に役立てています。

平成27年度 総合計画フォローアップ会議の開催状況

第1回	平成28年1月20日
第2回	平成28年2月12日
第3回	平成28年2月22日
第4回	平成28年3月14日

（2）時代の変化に合わせた計画の必要性

第4次総合計画の策定以降、加速する人口減少、少子高齢化、景気の低迷による影響、さらには東日本大震災をはじめとする自然災害の発生など、本市をとりまく社会情勢は大きく変化しています。

計画策定後5年の中間年にあたる平成23年度には、第4次総合計画について、時代潮流の変化を踏まえ、基本計画の方向性を点検するために、総合計画審議会委員及び市民公募委員の参加のもと「基本計画検証会議」を開催し、「3つの市民参加のしくみづくり」や「7つの施策大綱」を含め、「基本計画」の方向性に大きな逸脱は見られないことが確認されています。

2. 本市の状況

(1) 人口減少・少子高齢化の傾向

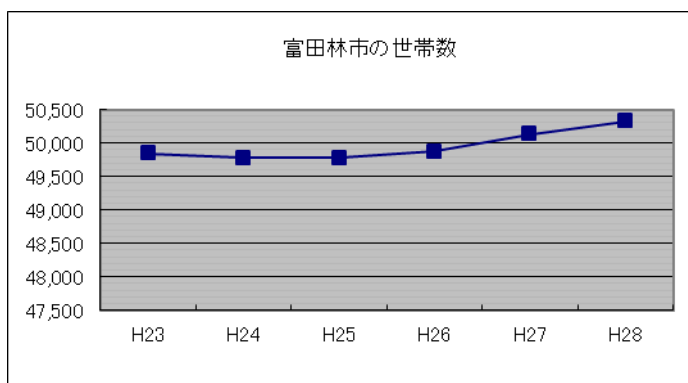
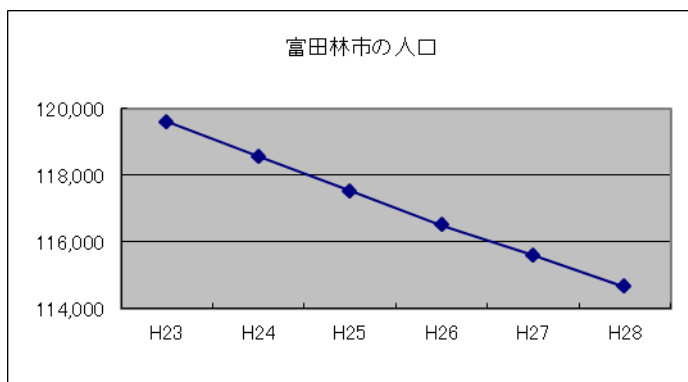
わが国の人口は減少傾向にあり、高齢化は急速に進行しています。また少子化傾向についても依然として大きな課題となっています。

本市においても、平成14年をピークに人口は減少を開始し、平成23年から平成28年の5年間に、約4千9百人減少しました。その原因は、死生差などの自然減よりも、転入・転出による社会減が大きく影響しており、中でも、20歳から39歳の社会減が顕著となっています。また、高齢化の進行に伴い、平成28年の高齢化率は27.5%になっている他、少子化の状況も依然として続いています。

このような状況の中、国においては「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、本市においても「富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。人口減少・少子高齢化の問題に対応していくためには、人口減少の抑制や人口構成の適正化に取り組む「積極戦略」と、一定の人口減少による様々な影響に対応する「調整戦略」を同時に推進していくことが必要です。

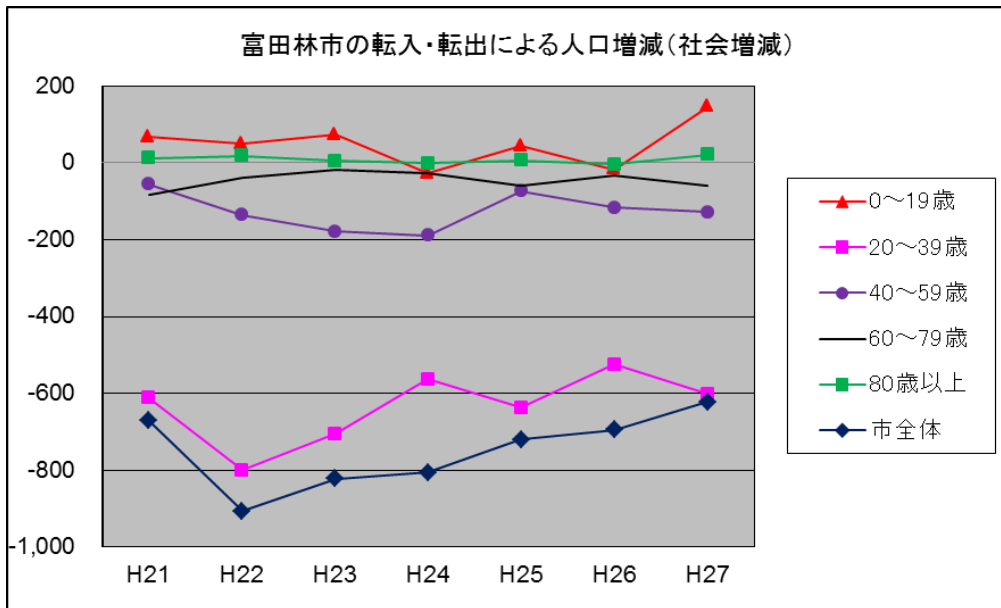
① 本市の人口推移（各年3月31日現在）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	5年間の増減
人口	119,584	118,561	117,521	116,489	115,601	114,646	▲4,938
世帯数	49,844	49,780	49,779	49,877	50,133	50,322	478
人口増減	▲1,089	▲1,023	▲1,040	▲1,032	▲888	▲955	



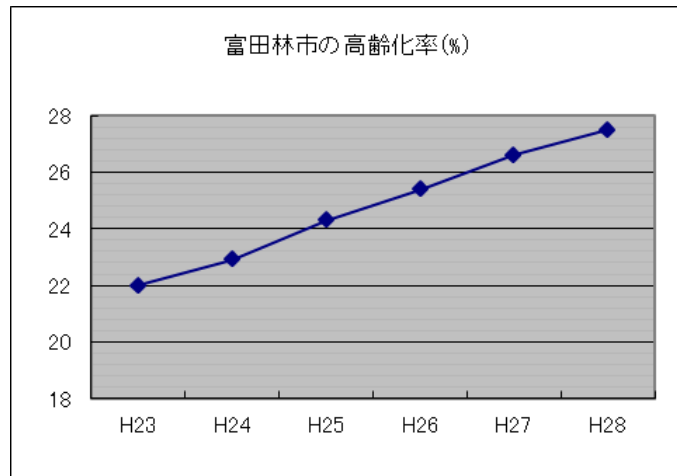
② 本市の転入・転出者数の推移

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
転入	0～19歳	812	732	694	704	675	564	717
	20～39歳	1,850	1,639	1,652	1,754	1,650	1,594	1,786
	40～59歳	652	537	560	608	659	582	661
	60～79歳	337	350	372	337	331	354	346
	80歳以上	125	124	124	135	135	121	142
	市全体	3,776	3,382	3,402	3,538	3,450	3,215	3,652
転出	0～19歳	745	682	621	731	631	581	572
	20～39歳	2,463	2,440	2,357	2,318	2,288	2,119	2,388
	40～59歳	707	673	739	797	733	698	789
	60～79歳	420	388	389	363	390	387	406
	80歳以上	112	106	119	136	129	125	120
	市全体	4,447	4,289	4,225	4,345	4,171	3,910	4,275
社会増減	0～19歳	67	50	73	▲27	44	▲17	145
	20～39歳	▲613	▲801	▲705	▲564	▲638	▲525	▲602
	40～59歳	▲55	▲136	▲179	▲189	▲74	▲116	▲128
	60～79歳	▲83	▲38	▲17	▲26	▲59	▲33	▲60
	80歳以上	13	18	5	▲1	6	▲4	22
	市全体	▲671	▲907	▲823	▲807	▲721	▲695	▲623



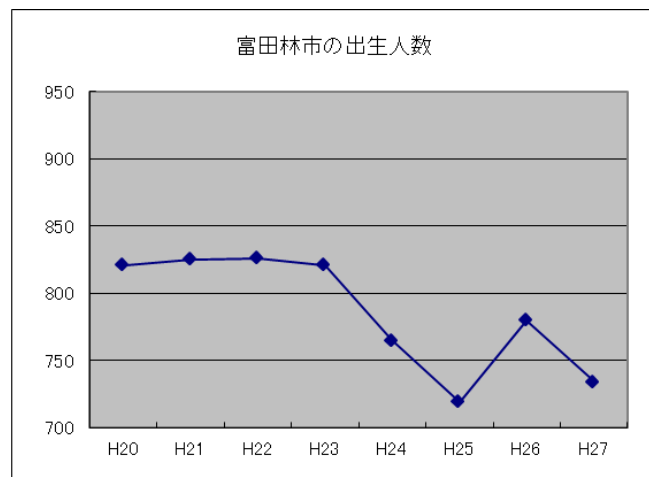
③ 本市の年齢別人口(各年3月31日現在)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
65歳以上人口	26,336	27,197	28,504	29,640	30,700	31,570
高齢化率 (%)	22.0	22.9	24.3	25.4	26.6	27.5
15～64歳人口	77,197	75,736	73,927	72,260	70,813	69,381
0～14歳人口	16,051	15,628	15,090	14,589	14,088	13,695
0～5歳人口	5,187	5,179	5,122	4,952	4,941	4,881



④ 本市の出生人数の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人数	821	825	826	821	765	716	780	734



(2) 厳しい財政運営

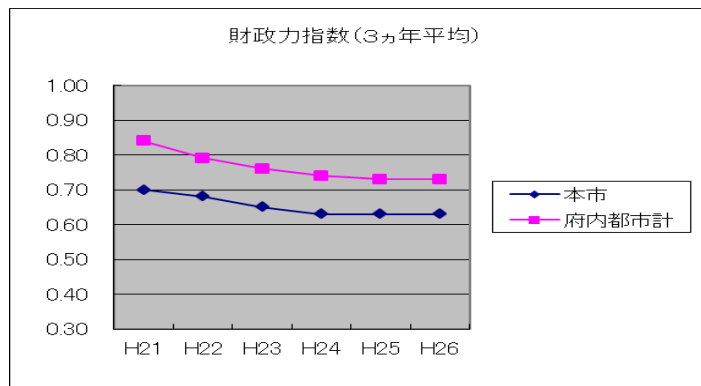
ここ数年、本市の財政は、市税などの自主財源の大幅な増収が見込めない中、依然扶助費の歳出に占める割合が大きく、今後さらに、高齢化の進展に伴う医療費など社会保障経費や、老朽化した公共施設やインフラの整備にかかる経費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況が続くと予想されます。

また、国においても、依然として歳出の大幅な増加要因や多額の債務を抱えている状況などを勘案すると、地方交付税を始めとする本市の依存財源への影響も懸念されるところです。

このような状況に対応するため、平成 27 年度から 31 年度までを取り組み期間とする「第 3 期行財政改革プラン」を着実に実行し、多様な行政課題の解決に向けた取り組みを進めています。

財政力指数 (3 ヶ年平均)

年度	本市	府内都市計
H21	0.70	0.84
H22	0.68	0.79
H23	0.65	0.76
H24	0.63	0.74
H25	0.63	0.73
H26	0.63	0.73

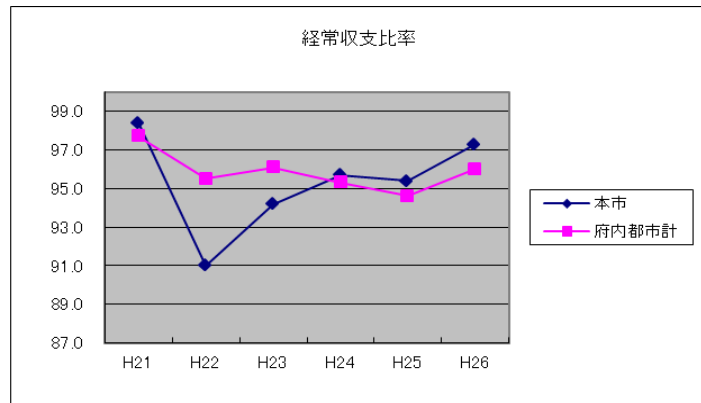


(大阪府市町村データ集<税財政編 I>より(都市計は政令市を除く))

※財政力指数…財政基盤の強さを表す指標。指数が大きいほど財政力が豊かとされている。

経常収支比率

年度	本市	府内都市計
H21	98.4	97.7
H22	91.0	95.5
H23	94.2	96.1
H24	95.7	95.3
H25	95.4	94.6
H26	97.3	96.0



(大阪府市町村データ集<税財政編 I>より)

(都市計は政令市を除く)、平成 22 年度から退職手当債を財源とするものを加えたもの)

※経常収支比率…財政構造の弾力性を示す指標。一般的には 80% を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるとされている。

歳入の内訳別推移

(百万円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方税	13,886	13,505	13,591	13,390	13,405	13,497
地方交付税	5,300	6,416	6,653	6,753	6,479	6,307
国・府支出金	7,590	9,457	9,112	9,074	9,174	9,877
地方債	2,422	3,157	2,009	2,468	2,694	2,389
その他	8,705	5,858	6,062	5,640	7,925	7,178
合計	37,903	38,393	37,427	37,325	39,677	39,248

歳出の内訳別推移

(百万円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	7,433	6,910	7,110	7,387	7,189	7,707
扶助費	8,280	10,174	10,724	10,862	10,803	11,245
公債費	2,298	2,448	2,243	2,149	2,231	2,347
物件費	4,826	4,692	4,825	4,467	4,664	4,777
維持補修費	315	298	267	298	304	277
補助費等	4,391	2,520	2,527	2,534	2,538	2,703
投資及び出資金・貸付金	1,568	1,545	1,549	1,465	1,385	1,307
普通建設事業費	3,427	3,142	2,254	2,405	3,186	2,504
災害復旧費	13	3	10	75	49	218
繰出金	4,418	4,555	4,573	4,729	5,744	4,785
積立金	484	1,482	697	384	680	691
合計	37,453	37,769	36,779	36,755	38,773	38,561

(地方財政状況調査より)

(3) 地方分権の進展

国が進める地方分権改革や大阪府の「大阪発“地方分権改革”ビジョン」によって、これまで多くの権限が移譲された状況の中で、行政サービスのあり方について権限移譲の検証と効果を見極め、地域の実情に即した市民生活の充実・向上を図っていく必要があります。

また、近隣市町村との広域連携についても、地方分権の実施体制として、より効果的な手法となるよう、引き続き研究を進めます。

(4) 安全・安心のニーズ

国においては、デフレからの脱却と景気回復への道筋をより確かなものとするため、経済の好循環に向けた取り組みが進められていますが、先行きの不透明感を拭い切れない状況が続いており、今もなお、雇用や生活の不安が解消されるにはいたっていません。

また、南海トラフ地震をはじめとする地震、台風などによる自然災害や、犯罪などへの不安から、危機管理対策や安心して暮らすことのできるまちへのニーズが高まっています。

このような状況から、地震などの自然災害に対応するため、引き続き防災対策を強化するとともに、災害時に高齢者など支援を必要とする人々の安全確保と避難支援を図るため、共助による絆の強い地域づくりなど、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進める必要があります。

平成 27 年度に実施した市民アンケートの結果によると、「防犯・防災・消防など危機的管理の安心度」「保健医療などの充実度」「交通安全対策による安心度」「高齢者・障がい者などにとっての暮らしやすさ」「上下水道・ごみ・し尿など生活基盤の充実度」の順に関心が高く、安全・安心へのニーズが上位を占めています。

市民アンケート結果(一部抜粋)

「とても重要」「やや重要」と考える割合の合計 (%)

日ごろの生活環境面についての重要度	H27
防犯・防災・消防など危機的管理の安心度	84.9
保健医療などの充実度	84.4
交通安全対策による安心度	84.0
高齢者・障がい者などにとっての暮らしやすさ	82.8
上下水道・ごみ・し尿など生活基盤の充実度	80.4
道路などの交通網の整備	76.8
公共交通手段の便利さ	76.1
児童福祉や子育てのしやすさ	72.3
学校や幼稚園の教育環境	70.3

(5) 地域活力の動向

本市では、これまでの地縁団体や市民グループに加え、NPO 法人等による地域課題への対応や公益活動を行う動きも広まっており、市民が地域のまちづくり活動に積極的に参画する機会が増加しています。

このような状況の中で、市民と行政が連携と協働をさらに推進していくことが求められています。

3. 重点的に取り組む施策・事務事業の考え方

(1) まちづくりの考え方

最近の社会情勢や、本市を取り巻く課題等、とりわけ行政サービスや地域コミュニティの基盤にも影響が予想される人口減少傾向、少子高齢化の進行、さらに、厳しい財政状況を想定しながら、第4次総合計画が目指す将来像を実現するため、平成28年度に本市が重点的に取り組む施策の考え方は、次のとおりとします。

- | |
|------------------------------------|
| ① さまざまな市民がまちづくりに参加するまちをめざします。 |
| ② 安心して暮らせるまちをめざします。 |
| ③ 効率的で効果的な行財政運営により持続可能なまちづくりを進めます。 |

(2) 重点的に取り組む施策

上記の考え方に基づき、本市が平成28年度に重点的に取り組む施策は、次のとおりとします。

- | |
|-----------------------------|
| ① 防災・防犯、様々な危機に対応するもの。 |
| ② 次世代を担う子どもたちと子育てを支援するもの。 |
| ③ あらゆる市民の生活を支援するもの。 |
| ④ 地域の魅力を高め、まちに活気を生み出すもの。 |
| ⑤ 効率的で効果的な実施方法など十分に精査されたもの。 |

(3) 重点施策と主な事務事業（平成28年度）

上記のまちづくりの考え方及び重点的に取り組む施策を考慮しながら、第4次総合計画に定めた施策の大綱に基づき、平成28年度に実施する各施策の概要と主な事務事業を、14頁以降に掲載しています。

(4) 計画事業費について

下記の計画事業費は、実施計画策定段階における主な事務事業を推進するための予定事業費です。

<留意事項>

- ・ 事業費は当初予算額です。
- ・ 全て百万円単位とし、百万円未満の端数は四捨五入しています。
- ・ 複数の節に記載されている事務事業もありますが、その場合は、一番初めに出てくる節にのみ計上しています。

	28年度
第1章 人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり	
第1節 さまざまな立場の市民が行政活動に参加できるしくみづくり	29
第2節 行政職員の市民意識の理解を促すしくみづくり	7
第3節 市民と行政の協働を推進するしくみづくり	9
第2章 施策の大綱	
第1節 平和ですべての市民が互いに尊重しあえるまちをめざす	16
第2節 透明性が高く市民本位の地域経営をめざす	1,091
第3節 明日の担い手を地域で連携しながら育むまちをめざす	3,116
第4節 いつまでも健やかで生きがいを持って暮らせるまちをめざす	2,455
第5節 環境にやさしい循環型のまちをめざす	2,228
第6節 安全で快適に暮らせるまちをめざす	1,097
第7節 地域資源をうまく生かした活力あるまちをめざす	260
合計	10,308

基本計画 第1章

第1節 ー 【さまざまな立場の市民が行政活動に参加できるしくみづくり】

施策の方向や目標

行政活動の各場面において、さまざまな立場の意見を反映できるよう、市民参加の機会を積極的に設けます。

実施する施策の概要

- (1) 市民ニーズを把握するための定期的な市民アンケートや各種施策に対するアンケートを実施します。
- (2) 各種会合や行事など様々な機会を通じて、地域や各種団体との意見交換に努めます。
- (3) 行政資料の閲覧などを始め、さまざまな情報提供を積極的に行います。
- (4) 第4次総合計画推進のためのフォローアップを行います。
- (5) 政策や計画素案に対するパブリックコメントの実施や、各種委員会・会議への市民参加を進めます。
- (6) さまざまな立場の市民が行政活動に参加するための指針づくりを進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 市民相談事務事業（市民アンケート等）＜情報公開課＞
- ・ 情報公開事業＜情報公開課＞
- ・ 総合計画実施事務＜政策推進課＞
- ・ 会議の公開やパブリックコメントの実施＜各課＞
- ・ 審議会や委員会委員の市民公募＜各課＞

第2節 一 【行政職員の市民意識の理解を促すしくみづくり】

施策の方向や目標

市民と行政職員の間での積極的な情報提供や、意見交換の場を持つことで、市民とともにまちづくりを進めていくために必要な市民感覚を身につけます。

実施する施策の概要

- (1) 職員が地域に出かけ、市政などについて情報を提供する出前講座を行います。
- (2) 人材育成基本方針に掲げる、めざすべき職員像（市民感覚をもった職員・自律する職員・経営感覚をもった職員・チャレンジ意欲をもった職員・豊かな感性と人間性をもった職員）を具現化するため、民間企業の経営感覚を学ぶ研修を実施するとともに、職場内研修や課内会議を推奨します。また、策定から10年が経過する人材育成基本方針の改定に取り組みます。
- (3) 職員倫理条例に基づき、職員一人ひとりの倫理意識の更なる向上を図ります。
- (4) 職員の意識改革を図るため、職員会議等を通して情報を共有し、計画、実行、検証、行動ができる職場環境を整備し、組織全体のレベルアップを図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 出前講座＜生涯学習課＞
- ・ 職員研修事業＜人事課＞
- ・ 意識改革を目的とした民間講師による研修の実施＜都市魅力創生課・人事課＞
- ・ 人材育成基本方針の改定＜人事課＞
- ・ 職員会議の推進＜政策推進課・人事課＞

第3節 一 【市民と行政の協働を推進するしくみづくり】

施策の方向や目標

市民が積極的にまちづくりに参加し、市民と行政が協働することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市民が主役となる富田林を実現します。また「市民公益活動推進指針第2期実施計画」に基づき、市民参加と協働によるまちづくりを推進します。

実施する施策の概要

- (1) 「市民公益活動推進指針第2期実施計画」に基づき、行政と市民団体が共通する課題の解決や目的達成に向けて協働するまちづくりを進めます。
- (2) 町会・自治会等の地域が主体的に取り組む「元気なまちづくりモデル事業」については、補助金の交付や「地域活性化アドバイザー」派遣などの支援を行います。
- (3) 市民協働の状況把握と、さらなる推進に向けた制度の研究を行います。
- (4) 大学との連携協定を活かし、本市の魅力発信に繋がる協働事業などに取り組みます。
- (5) 市民公益活動支援センターの運営にあたっては、委託先である民間団体と連携を図り、各種相談に応じる体制を整えるとともに、より利用しやすい施設をめざします。
- (6) 「アドプトロードプログラム」により、地域住民や企業等による道路清掃などのボランティア活動を支援し、協働によるまちづくりの促進を図ります。
- (7) さまざまな分野において、今後のまちづくりの方向性を市民と協働で探っていく取り組みを進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 市民公益活動推進事務<市民協働課>
- ・ 市民公益活動支援センター管理運営事務<市民協働課>
- ・ 市道アドプトロード事業<道路交通課>

基本計画 第2章 第1節

1-① 【平和活動の推進】

施策の方向や目標

戦争を知らない世代が大半を占めるようになった現在、戦争の悲惨な体験を風化させることなく後世に語り継ぎ、二度と戦争を起こさないよう、平和の尊さや命の大切さを訴えつづけます。

非核平和宣言都市として、核兵器の廃絶、世界の平和をめざします。

実施する施策の概要

- (1) 非核・平和への願いを深め広げるため、「平和を考える戦争展」の開催や「親子平和の旅」を引き続き実施します。
- (2) 戦争の悲惨さを風化させることのないよう、戦争体験者と子どもたちが共に語り合える場を作ります。

主な事業と担当所管

- ・ 平和のつどい事業<人権政策課>

1-② 【多文化共生のまちづくり】

施策の方向や目標

「多文化共生推進指針」に基づき、富田林で暮らす人々が、国籍や文化的ルーツに関わらず、互いに尊重し、快適で安心な生活や活動が営めるようにすることをめざします。

姉妹都市ベスレヘム市や友好協力関係の中国彭州市、歴史・文化的ゆかりのある韓国益山市との活発な交流を行います。

実施する施策の概要

- (1) (特活)とんだばやし国際交流協会との協働により、地域の多文化共生を進め、地域の国際化を担う人材を育成するため、国際交流活動の推進及び支援を行います。
- (2) 多言語による業務案内・窓口ちらし等を作成し、行政情報を提供することにより、外国人市民が円滑な市民生活を営むことができるよう支援します。
- (3) 富田林・ベスレヘム姉妹都市協会などとの協働により、米国ベスレヘム市との交流や両市民の友好親善を促進するとともに、中国彭州市、韓国益山市をはじめ、他の諸外国都市との市民間の国際交流を進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 国際化施策推進事業<市民協働課>
- ・ 姉妹都市・友好都市交流推進事業<市民協働課>

2-① 【人権の尊重と実現】

施策の方向や目標

憲法で保障された基本的人権が無条件にすべての人に保障されることをめざし、市民や職員一人ひとりが人権について認識を深めることができるよう人権教育・啓発に取り組めます。

権利の主体である市民との協働による人権教育・啓発活動をめざします。

実施する施策の概要

- (1) 各職場に配置された「人権教育・啓発推進員」による職場内人権研修を推進します。
- (2) 人権相談を引き続き実施します。
- (3) 人権啓発冊子や研修会、イベント等あらゆる手法を駆使し、人権教育・啓発活動を推進します。
- (4) 人権啓発イベントなどの開催において市民に参画を求め、協働で実施します。
- (5) 識字学級を引き続き実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 人権啓発事業<人権政策課>
- ・ 人権教育推進事業<生涯学習課・人権文化センター・公民館>

3-① 【男女共同参画社会の形成】

施策の方向や目標

男女が互いの協力と社会支援のもと、子育て、介護、家庭生活、地域活動、職場など様々な場面において対等に参画し、性別に関わらず、互いの個性と能力を充分発揮することができる、男女が共に生きやすい社会の形成をめざします。

実施する施策の概要

- (1) 男女共同参画フォーラムや人材育成を目標とした講座の実施、啓発リーフレットの発行などを行います。
- (2) 「女性の悩み相談」や「女性のための電話相談」を毎月実施します。
- (3) 男女共同参画センター「ウィズ」の活用を図るとともに、自主的な活動や学習を促進するため、協働で研修会を開催する等、男女共同参画に関連する市民活動を支援します。
- (4) DV対策連絡会議を中心に、DV予防啓発に努めるとともに、被害者支援を行います。
- (5) 「男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」に基づく施策を計画的に進めます。
- (6) 女性が活躍し能力を発揮できる環境づくりを進めます。
- (7) 男女が共に生きやすい社会の実現や、女性の活躍推進に向け、次期「男女共同参画計画ウィズプラン」を策定します。

主な事業と担当所管

- ・ 男女共同参画推進事務<人権政策課>

基本計画 第2章 第2節

1-① 【情報公開の推進】

施策の方向や目標

市民生活や地域活動を支援し推進するため、情報の公開度を高め、わかりやすく役立つ情報を積極的に提供、公開します。

実施する施策の概要

- (1) 市民が抱える悩みや課題の解決を支援するために、市民相談や各種専門相談を引き続き実施します。
- (2) 情報公開を積極的に推進します。
- (3) 広報誌・庁内モニター・携帯電話のメール配信・フェイスブックなど、多様な行政情報の発信に努めます。

主な事業と担当所管

- ・ 市民相談事務事業<情報公開課>
- ・ 情報公開事業<情報公開課>
- ・ 会議の公開やパブリックコメントの実施<各課>
- ・ 広報誌発行事業<情報公開課>
- ・ モニター運用事業の実施<情報公開課>

1-② 【情報化を活かしたまちづくり】

施策の方向や目標

進展する高度情報化社会に対応するため、市民生活や地域活動を支える様々な情報の電子化を進めます。地域社会においても、情報コミュニケーション技術（ICT）を活用した積極的な情報提供を進めます。

実施する施策の概要

- (1) GIS（地理情報システム）で利用する航空写真や地形図について、二次利用を可能とするオープンデータ方式による地理情報の公開に引き続き取り組みます。
- (2) 情報コミュニケーション技術（ICT）などを活用して、市民生活に必要な行政情報を提供します。
- (3) 市税・国民健康保険料・介護保険料・保育料・学童クラブ利用料などのコンビニ収納を引き続き推進するとともに、保育料・学童クラブ利用料の納付方法に口座振替を追加します。
- (4) 市民税（法人）、固定資産税（償却資産）について電子申告を引き続き実施します。
- (5) 市民サービスの向上と効率的な行政事務の実現に向け、マイナンバーカードの活用により、住民票の写しなど3種の証明書のコンビニ交付サービスを開始します。

主な事業と担当所管

- 統合型GIS整備事業<政策推進課>
- webGISメンテナンス事業<政策推進課>
- 広報事業ウェブサイトの内容の充実<情報公開課>
- 徴収事務（コンビニ収納）<納税課・保険年金課・高齢介護課・子ども未来室 他>
- 市民税・固定資産税課税事務<課税課>
- 住基事務・市民税課税事務（証明書のコンビニ交付サービス）<市民窓口課・課税課>

2-① 【行財政改革の推進】

施策の方向や目標

財源総量の減少が見込まれ、厳しい財政運営が続く中、多様化する市民ニーズに答え、市民本位のまちづくりを進めるために、効果的な行政運営の実現に向けた行財政改革を推進します。

税金や料金の適正な徴収や、限られた財源の効率的な活用を進め、健全財政を堅持しながら市民満足度の高い透明性のある行政サービスの提供をめざします。

実施する施策の概要

- (1) 多様化する市民ニーズに的確に対応するため、効率的な職員体制の整備に努めます。
- (2) 行政評価を引き続き実施します。
- (3) 地方分権が進展する中、市民サービスの向上と業務効率化を図るとともに、既存事務についても、引き続き近隣市町村との広域連携を進めます。
- (4) 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の計画的な整備や見直しを推進します。
- (5) 有料広告事業の拡大など、自主財源の確保に努めます。
- (6) 歳入確保に向けて、広報誌・庁舎案内板などへの有料広告掲載や庁内モニターの活用など、新たな広告媒体の掘り起こしに努めます。
- (7) 図書館において、広告入りブックスタート配布パンフレット・封筒の無償提供など、地域資源を活用する取り組みを推進します。
- (8) 公共施設の受益者負担の適正化を図ります。
- (9) 補助金のさらなる適正化に取り組みます。
- (10) 民間活力の導入などによる各種業務の効率化を図ります。
- (11) 指定管理者制度の活用などにより、サービスの向上と効率的な施設運営に努めます。
- (12) 富田林霊園の経営改善に向け、今後の運営のあり方について検討を進めます。
- (13) 関係各課の債権管理等に関する指導・助言を行うため、弁護士資格をもつ職員を引き続き任用します。
- (14) 課税事務において賦課体制と課税説明の充実を図るとともに、徴収体制の充実を図ります。
- (15) 個人住民税については、平成30年度から事業主を特別徴収義務者として一斉指定するための周知に大阪府と協力して取り組むとともに、徴収強化に向けて大阪府域地方税徴収機構へ引き続き参画します。
- (16) 入札制度改革の推進に引き続き取り組みます。
- (17) 国の統一基準による公会計制度の導入に向け、固定資産台帳の整備等を行います。
- (18) 市民サービスの向上と効率的な行政事務の実現に向け、マイナンバーカードの活用により、住民票の写しなど3種の証明書のコンビニ交付サービスを開始します。
- (19) 番号制度の円滑な運用と利活用に向け、全庁的に取り組みます。

主な事業と担当所管

- ・ 職員数の適正管理と給料等の見直し<政策推進課・人事課>
- ・ 行政評価事業<行政管理課>
- ・ 南河内広域行政共同処理事業<広域福祉課・広域まちづくり課・地域福祉課・政策推進課>
- ・ 公共施設マネジメントの推進<行政管理課>
- ・ 広告収入事業<各課>
- ・ 補助金適正化の検討<行政管理課>
- ・ 学校園管理業務の民間委託などの検討<教育総務課>
- ・ 新たな施設への指定管理者制度の導入の検討<行政管理課>
- ・ 富田林霊園運営事業<衛生課>
- ・ 課税・徴収事務（固定資産税・都市計画税・市府民税）<課税課・納税課>
- ・ 徴収業務のコールセンター事業<納税課・保険年金課 他>
- ・ 固定資産台帳の整備等<財政課>
- ・ 住基事務・市民税課税事務（証明書のコンビニ交付サービス）<市民窓口課・課税課>
- ・ 番号制度の円滑な運用及び利活用に向けた検討<政策推進課・行政管理課・各課>

2-② 【新しい時代を担う人材の育成】

施策の方向や目標

地方分権の進展により、地域の特性を生かした特色あるまちづくりの実現が求められている中、さらなる職員の意識改革による市民感覚・コスト意識の向上や、時代潮流の変化に応じて広い視野と柔軟な発想力を発揮できる人材の育成を推進し、市民からより信頼される行政をめざします。

実施する施策の概要

- (1) 人材育成基本方針に掲げる、めざすべき職員像（市民感覚をもった職員・自律する職員・経営感覚をもった職員・チャレンジ意欲をもった職員・豊かな感性と人間性をもった職員）を具現化するため、民間企業の経営感覚を学ぶ研修を実施するとともに、職場内研修や課内会議を推奨します。また、策定から10年が経過する人材育成基本方針の改定に取り組みます。
- (2) 職員の接遇力のさらなる向上や女性の能力活用に取り組むとともに、人事評価制度を導入するなど、人事制度の活性化を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 意識改革のための職員研修の実施<人事課>
- ・ 昇任資格試験制度等の実施<人事課>
- ・ 職員の自発的な各種行政研究会を支援<人事課>
- ・ 意識改革を目的とした民間講師による研修の実施<都市魅力創生課・人事課>
- ・ 人材育成基本方針の改定<人事課>
- ・ 接遇力向上推進委員会の設置<人事課>
- ・ 女性の能力活用に向けた取り組みの推進<人事課>
- ・ 人事評価制度の導入<人事課>

2-③ 【適正な財産管理】

施策の方向や目標

幼稚園・小学校・中学校など多くの施設で老朽化が進んでいるため、安全確保及び教育方針の変化に対応する施設をめざした維持管理を行うとともに、計画的に耐震化を推進します。また、庁舎を含む公共施設の維持管理を計画的に行い、既存施設の効率的な利用を図ります。

実施する施策の概要

- (1) 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の計画的な整備や見直しを推進します。
- (2) 教育施設をはじめ公共施設の耐震化を推進します。
- (3) 市庁舎について、緊急性の高いところから順次修繕を実施します。
- (4) 学校施設のトイレの洋式化をはじめ、公共施設について、老朽化した設備や施設の整備を進めます。
- (5) 富田林斎場の既存設備の整備を計画的に進めます。
- (6) 老朽化が進んでいる給食センターの建替えに取り組みます。
- (7) 既存施設の統廃合や有効利用を進めます。
- (8) 引き続き市が所有する遊休地の有効活用や売却等を行います。
- (9) 小中学校の屋内運動場については、天井材等の非構造部材の耐震化を推進します。
- (10) 学童クラブについては、基準条例適用に向けた整備を推進します。
- (11) 第2駐車場を返還するとともに、JT 跡地を取得し、駐車場として整備します。

主な事業と担当所管

- ・ 公共施設マネジメントの推進<行政管理課>
- ・ 庁舎修繕<総務課>
- ・ 幼稚園・小学校・中学校施設改修事業<教育総務課>
- ・ 小学校・中学校大規模改造事業<教育総務課>
- ・ 公民館・図書館整備改修事業<公民館・図書館>
- ・ すばるホール整備事業<生涯学習課>
- ・ 市民会館整備事業<生涯学習課>
- ・ 自転車駐車場管理事業<道路交通課>
- ・ ケアセンター施設改修事業<地域福祉課>
- ・ 富田林斎場運営事業<衛生課>
- ・ 給食センター建替事業<学校給食課>
- ・ 小学校・中学校防災機能強化事業<教育総務課>
- ・ 学童クラブ施設整備事業<こども未来室>
- ・ 駐車場整備事業<総務課>

基本計画 第2章 第3節

1-① 【子育て支援の充実】

施策の方向や目標

女性の社会進出や小家族化の進行など子育てを取り巻く環境に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

実施する施策の概要

- (1) 中学3年生までの子どもの入通院に係る医療費を、引き続き助成します。
- (2) 保育所における年間を通しての待機児童解消や幼稚園における園児減少等の問題を踏まえ、保育・教育ニーズを把握しながら、今後の保育所と幼稚園のあり方について、保育所の民営化も含めた検討を進めます。
- (3) 「子ども・子育て支援事業計画」を推進します。
- (4) 発達障がいを持つ児童の早期支援実現に向けた相談体制の強化に努めます。
- (5) 乳幼児健診後のフォロー教室（チューリップ教室）を引き続き開催します。
- (6) 「つどいの広場」については、乳幼児を持つ親と子が気軽に集い、相互交流できる地域の子育て支援拠点として、引き続き活用を図ります。
- (7) 新基準に対応した学童クラブの施設や備品の計画的な整備を推進するとともに、指導員の体系的な研修を実施し、安心して利用できる環境づくりに努めます。
- (8) 要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関に向けての研修や、市民啓発などを行い、児童虐待の防止と対応の強化に努めます。
- (9) ひとり親家庭には専門職である母子・父子自立支援員が相談にあたり、就労支援の充実を図ります。
- (10) 多様な子育てニーズへの対応に向け、小児科部門を持つ医療機関と連携のうえ病児保育を実施するなど、保育内容の充実を図ります。
- (11) 地域に密着した子育て支援のネットワーク強化に向け、市域を4ブロックに分け、個別訪問を中心とした子育て支援を引き続き実施するとともに、ウェブサイトの活用や情報誌配布など、子育てサービスに関する情報の発信に努めます。
- (12) 産後の母子を対象としたケアや育児相談を行う、産後ケア事業を実施します。
- (13) 産前産後の体調不良などにより家事や育児が困難な家庭を対象に、掃除やおむつ換えなどを支援する、育児ヘルパーを派遣します。
- (14) 乳幼児クラブを引き続き児童館と保健センターで開催します。
- (15) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築に向け、結婚を希望する若者の出会いの場を創出・提供するとともに、妊娠された方に地元産品などのお祝い品を贈呈するプレママ・ハッピーライフサポート事業を引き続き実施します。
- (16) 婚姻届提出の際に、夫婦の幸せを願うメッセージカード「TUNAGU」をお贈りします。

主な事業と担当所管

- 子ども医療費助成事業<福祉医療課>
- 市立保育所民間活力導入事業<こども未来室>
- 民間保育所運営費補助事業<こども未来室>
- 幼児健全発達支援事業<こども未来室>
- 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター）<こども未来室>
- 親支援事業<こども未来室>
- ファミリー・サポート・センター運営事業<こども未来室>
- 学童クラブ事業<こども未来室>
- 学童クラブ施設整備事業<こども未来室>
- 要保護児童対策地域協議会事業<こども未来室>
- ひとり親家庭自立支援対策事業<こども未来室>
- 公立保育所運営<こども未来室>
- 一時保育事業<こども未来室>
- 保育所一般運営事務<こども未来室>
- 保育所整備事業<こども未来室>
- 病児保育事業<こども未来室>
- 子育て支援ネットワーク事業<こども未来室>
- 子育て支援管理事業（ウェブサイトの運用等）<こども未来室>
- 母子保健事業（産後ケア事業）<健康づくり推進課>
- 育児支援家庭訪問事業（育児ヘルパーの派遣等）<こども未来室>
- 乳幼児クラブ事業<児童館>
- 若者の出会いの場創出事業<都市魅力創生課>
- プレママ・ハッピーライフサポート事業<都市魅力創生課>
- 戸籍事務（メッセージカードの配布）<市民窓口課>

1-② 【学校教育の充実】

施策の方向や目標

急激な社会の変化に対応し、今後の社会を拓いていく子どもたちをたくましく健やかに育みます。

実施する施策の概要

- (1) 中学校給食について、「給食の日」を設けるなど、喫食率の向上を図りながら、栄養面と食育の観点を大切にした運営を行います。
- (2) 小学6年生、中学3年生を対象に少人数学級編成を引き続き実施し、また学習サポーターの配置による個別の学習支援を進め、学力の向上をめざすとともに、規範意識や道徳心を育む学習環境の整備に努めます。
- (3) 国際的なコミュニケーション能力の基礎を養うため、外国人英語指導助手を活用した英語教育活動に取り組みます。
- (4) 高度情報化社会への対応力を育成するため、中学校のパソコン教室を計画的にリニューアルします。
- (5) 国語力や創造力の育成を図るため、学校図書館教育支援員を配置し、子どもの読書活動を推進します。
- (6) 生徒の学習環境の向上に向けて、全中学校3年生の普通教室等へのエアコン設置に取り組みます。
- (7) いじめ・不登校・問題行動等への対応として、教育カウンセラー・教育相談員・適応指導教室講師などを配置し、子どもの心のケアを行うとともに、未然予防・早期発見・早期解決に努めます。
- (8) スクールソーシャルワーカーを小中学校へ配置し、生徒指導の取り組みの充実を図ります。
- (9) 発達障がい等さまざまな障がいを有する子どもの支援については、教職員への研修を充実するとともに、「つながるファイル」等を活用して子どもの状況等を把握し、関係機関と連携のもと、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に努めます。
- (10) 学校園における子どもの安全・安心な教育環境づくりに努めます。

主な事業と担当所管

- ・ 中学校給食事業<学校給食課>
- ・ きめ細かな指導推進事業<教育指導室>
- ・ 共生ネット支援事業<教育指導室>
- ・ 英語教育推進事業<教育指導室>
- ・ 中学校教育用パソコン管理事業<教育指導室>
- ・ 学校図書館教育支援員配置事業<教育指導室>
- ・ 中学校空調設備整備事業<教育総務課>
- ・ 生徒指導事業（不登校生へのサポートなど）<教育指導室>
- ・ 小・中学校肢体不自由児等就学事業<教育指導室>

1-③ 【学校・家庭・地域の連携】

施策の方向や目標

学校教育を充実させるには、地域の協力が不可欠であり、学校を核とした地域の教育コミュニティづくりを進め、学校・家庭・地域が連携して子どもの育成を担っていきます。

実施する施策の概要

- (1) 各小学校区において、学校とPTA、町会や自治会などの団体が連携して子どもの登下校の安全を見守る活動を行います。
- (2) 各中学校区で展開されている「すこやかネット活動」との連携強化に努めます。
- (3) 各中学校区に設置されている地域教育協議会への運営補助を行います。
- (4) 保護者や地域の声を学校運営に活かすため、引き続き「学校自己評価」の実施や学校協議会を開催します。
- (5) 地域のボランティアの協力を得て、放課後や週末に、子どもが体験・交流活動を行える「放課後子ども教室」を引き続き開催します。
- (6) 子どもを対象とする事業の情報を提供するため、子どもイベント情報紙を発行します。

主な事業と担当所管

- ・ 教育コミュニティ推進事業<教育指導室>
- ・ 放課後子ども教室推進事業<生涯学習課>
- ・ 地域教育力活性化事業（子どもイベント情報紙の発行）<生涯学習課>

1-④ 【青少年の育成】

施策の方向や目標

青少年の自主的な活動を支援し、健全育成を図ります。

実施する施策の概要

- (1) 青少年を対象とした講座や教室などを開催します。
- (2) ボランティア活動などを通して、青少年リーダーを養成することで、青少年の自主的な活動を支援します。
- (3) 子ども・若者のひきこもり相談窓口を引き続き開設するとともに、ひきこもり支援のためのシンポジウム等を開催します。
- (4) 「(仮称)複合的生涯学習プラザ」の建設に取り組むとともに、事業企画を検討する青少年委員会を開催します。

主な事業と担当所管

- ・ 自主活動支援事業<児童館>
- ・ 青少年対策管理事務<生涯学習課>
- ・ 生涯学習施設整備事業<生涯学習課>

2-① 【生涯学習の推進】

施策の方向や目標

市民と行政が連携し、市民の学習ニーズに対応した活動を支援します。

実施する施策の概要

- (1) 各公民館において、社会的課題や市民ニーズに即した主催事業を実施します。
- (2) 「公民館まつり」など、公民館クラブ連絡会との連携・協力事業を実施します。
- (3) 市民への学習支援、生活上の問題解決のための情報の提供や紹介（レファレンスサービス）を実施するために、他の図書館や関係機関との連携などの体制づくりを進めます。
- (4) 「子ども読書活動推進計画」のさらなる推進に向け、小学生を対象とした読書通帳を導入します。
- (5) 子どもたちに本の楽しさを知ってもらうため、小・中学校の図書館への「ブック便とっぴーGO!」による配本や、ボランティアと連携し、子どもや保護者への読書啓発を行います。
- (6) 民間活力導入の検討なども含め、さらに利用しやすい図書館をめざします。

主な事業と担当所管

- ・ 公民館主催事業<公民館>
- ・ 公民館クラブ連絡（協議）会育成事業<公民館>
- ・ ブックスタート事業<図書館>
- ・ 図書館資料整備事業<図書館>
- ・ 公民館・図書館施設管理運営事業<公民館・図書館>

2-② 【市民文化の推進】

施策の方向や目標

文化活動についての情報や場を提供し、市民と協働しながら市民文化の振興を図ります。

実施する施策の概要

- (1) 文化振興基金の活用により、市民による文化活動を支援します。
- (2) 富田林市文化団体協議会・文化振興事業団との協働で、市民文化祭を開催します。
- (3) 芸術文化鑑賞機会の創出や市民自らが参加・創造する機会の充実を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 文化振興基金運用事業<生涯学習課>
- ・ 市民文化祭事業<生涯学習課>
- ・ すばるホール管理運営事業<生涯学習課>
- ・ 市民会館管理運営事業<生涯学習課>

2-③ 【スポーツの推進】

施策の方向や目標

既存施設を有効に活用し、スポーツや健康づくりに気軽に親しめる環境づくりや、地域のコミュニティ意識の向上につながる施策を推進します。

実施する施策の概要

- (1) スポーツの振興を図るため、学校体育施設の運動場開放を引き続き推進します。
- (2) 体育施設の指定管理による質の高いサービス提供と、さらなる利便性の向上を図ります。
- (3) プロ野球ウエスタンリーグ公式戦を引き続き開催し、子どもたちの夢を広げ、市民のスポーツに対する関心を高めます。

主な事業と担当所管

- ・ 学校開放事業<生涯学習課>
- ・ スポーツ施設管理運営事業<生涯学習課>
- ・ 総合スポーツ公園管理運営事業<生涯学習課>
- ・ 市民スポーツ活動推進事業<生涯学習課>

基本計画 第2章 第4節

1-① 【地域医療の充実】

施策の方向や目標

医療機関の機能分担と連携を図り、地域の中核病院としての富田林病院を中心とする包括的な医療体制を整備します。

実施する施策の概要

- (1) 南河内圏域の9市町村が連携し、障がい児（者）の歯科診療事業を引き続き実施します。
- (2) 富田林病院において、妊婦健診から出産後の育児相談へと繋ぐ連携システムの推進を図ります。
- (3) 本市と大阪府済生会、近畿大学医学部の三者による医療機能連携協定に基づき、医師の確保や医療情報連携システムの導入を進めるとともに、病院の建て替えや今後の運営等について、大阪府済生会と協議を進めます。
- (4) 富田林病院において、カテーテル検査及び血管内治療に使用するアンギオ装置を更新し、循環器疾患治療の向上を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 障がい児（者）歯科診療体制整備事業＜健康づくり推進課＞
- ・ 富田林病院運営事業＜健康づくり推進課＞
- ・ 富田林病院整備事業＜健康づくり推進課＞

1-② 【救急医療の充実】

施策の方向や目標

近隣市町村との連携を図りながら、救急医療体制を充実します。
救急業務の高度化、救命処置や応急手当についての市民の意識啓発などにより、救命率の向上をめざします。

実施する施策の概要

- (1) 近隣市町村と連携し、休日や年末年始における初期救急医療や、小児救急医療の提供を引き続き行います。
- (2) 公共施設へのAED（自動体外式除細動器）設置を推進するとともに、使用方法を含めた救急手当の講習会を行います。
- (3) 地区集会所へのAED設置に対する補助を行います。
- (4) 救急救命士資格を取得するため職員を派遣し、救急業務の高度化に対応します。
- (5) 呼吸停止や心臓停止の傷病者に対して、救急隊員の支援要員として消防隊員も出動し、連携して活動を行う「PA連携」を引き続き実施します。
- (6) 救急医療相談として「救急安心センターおおさか」の活用を推進します。

主な事業と担当所管

- ・ 休日診療所事業<健康づくり推進課>
- ・ 小児救急医療事業<健康づくり推進課>
- ・ 応急手当普及啓発<警備救急課>
- ・ 地域集会所等整備補助事業<市民協働課>
- ・ 救急救命士の養成・教育<警備救急課>
- ・ 消防車・救急車連携（P A連携）の実施<消防署>
- ・ 「救急安心センターおおさか」の活用<警備救急課>

2-① 【保健予防の充実】

施策の方向や目標

地域の医療機関と連携しながら、がん検診や、メタボリックシンドローム対策等を一層充実します。さらに母子保健においては、妊産婦や乳幼児の健康維持・増進に加え、少子化対策や虐待対策などを進めます。

実施する施策の概要

- (1) 市民検診は、引き続き受診率の向上に努めます。
- (2) 生後4か月までの乳児がいる家庭に保健師や助産師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、情報提供や助言を行います。
- (3) 対象年齢の方にクーポン券による子宮がん・乳がん検診を引き続き実施します。
- (4) 受診状況の把握と対象者への受診勧奨に向けて、がん検診意向調査を実施します。
- (5) 不妊治療に対する助成については、男性を対象者に追加します。
- (6) 母体や胎児の健康確保と健診費用の軽減を図るため、妊婦健診の助成を引き続き実施するとともに、双子以上を妊娠された方への助成の充実を図ります。
- (7) すこやかな妊娠と出産を支援するため、妊婦を対象とする歯科健診事業を実施します。
- (8) 成人歯科健診については、75歳と80歳の後期高齢者を対象者に追加します。
- (9) 65歳以上の高齢者を対象とする「肺炎球菌ワクチン」の予防接種費用の助成を引き続き行います。
- (10) 白血病などの治療に有効な骨髄移植を推進するため、骨髄ドナーへの助成制度を引き続き実施します。
- (11) 保健師などの女性職員を中心とする「けんこう小町」によるPR活動を展開し、特定健診や特定保健指導、がん検診などの受診率向上につなげます。
- (12) 健康管理システムにより、健診未受診者の把握や受診勧奨、健康相談などを行うとともに、健康ヘルスアップ事業を進めます。
- (13) 「ウォーキングサポーター」と連携・協力し、歴史や自然に触れながら楽しめる健康づくりに取り組みます。

主な事業と担当所管

- ・ 市民検診事業<健康づくり推進課>
- ・ こんには赤ちゃん事業<健康づくり推進課>
- ・ 母子保健事業<健康づくり推進課>
- ・ 予防接種事業<健康づくり推進課>
- ・ 保健センター管理事業<健康づくり推進課>

2-② 【健康づくりの推進】

施策の方向や目標

こころの健康づくりや食育なども含めた幅広い支援を充実させることで、健康でいきいきと暮らせる健康寿命の延伸を図ります。

実施する施策の概要

- (1) 生活習慣病の予防や、健康増進等の健康に関する知識の普及を図るため、引き続き講座を実施します。
- (2) 「第2次健康とんだばやし21及び食育推進計画」に基づき、食育の推進と市民の主体的な健康づくりを支援します。

主な事業と担当所管

- ・ 健康指導事業<健康づくり推進課>

3-① 【地域福祉の充実】

施策の方向や目標

地域でのふれあい・支えあいの場づくりや、地域福祉の担い手の確保を進めます。

実施する施策の概要

- (1) 地域における互助意識の醸成と、だれもが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちをめざし、「第3期地域福祉計画」を策定します。
- (2) 民生委員・児童委員との連携を深めるとともに、校区・地区福祉委員会などの関係機関の協力を得ながら、コミュニティソーシャルワーカーを中心とした、地域での問題を把握し、支援へとつなぐ地域福祉のしくみづくりを推進します。
- (3) ボランティアの育成や組織化への支援、支援をしたい人と受けたい人をつなぐ体制づくりなどに、関係機関と連携して取り組みます。
- (4) 既存施設を有効に活用した、地域の交流・活動拠点の設置に向けた研究を進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 地域福祉管理事務（第3期地域福祉計画の策定）<地域福祉課>
- ・ 福祉コミュニティ推進事業<地域福祉課>
- ・ 避難行動要支援者支援対策事業（地域による避難行動要支援者支援と地域福祉担い手育成）<地域福祉課>

3-② 【高齢者福祉の充実】

施策の方向や目標

高齢化の進行などにより、独居高齢者や認知症高齢者が増え、介護ニーズも増大する中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための環境整備やネットワークの構築と介護サービスの質の向上、サービス給付の適正化を推進します。

実施する施策の概要

- (1) 「高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・生活支援・予防・住まいなどの各サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を図ります。
- (2) 高齢者人口の増加に伴う相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、圏域ごとの高齢者支援のネットワークづくりや医療と介護の連携強化に努めます。
- (3) 医師会等の関係機関と連携し、認知症対策5ヵ年計画「MEET★富田林 推進プラン」の着実な推進を図ります。
- (4) 介護予防サポーターを養成し、地域での介護予防を普及啓発するとともに、認知症予防講座や相談事業を実施し、認知症高齢者とその家族の支援に努めます。
- (5) 高齢者が意欲と能力に応じてボランティアや地域活動等に参加し、生きがいと健康づくり、介護予防につながるような助けあいの地域や集いの場づくりを進めます。
- (6) 生活機能に低下が見られる高齢者の「できること」を伸ばし「やりたいこと」をかなえる自立支援型の介護予防事業を開始します。
- (7) 在宅の介護家族を支援するため、緊急時ショートステイ事業や家族介護教室の充実に努めます。
- (8) 中重度の介護と医療が必要となった場合でも、在宅生活の継続を可能とする看護小規模多機能型居宅介護サービス等を提供する事業者を公募し、整備を進めます。
- (9) ケアプラン検証や給付費通知、介護相談員の派遣を通じて、介護サービスの質の向上と給付の適正化に努めます。
- (10) 介護保険料などのコンビニ収納を引き続き実施します。
- (11) 富田林産ギフトを贈呈する長寿祝賀事業を引き続き実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 包括的支援事業<高齢介護課>
- ・ 介護サービス基盤の整備促進事業<高齢介護課>
- ・ 介護予防一般高齢者施策事業<高齢介護課>
- ・ 認知症高齢者見守り事業<高齢介護課>
- ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業モデル事業<高齢介護課>
- ・ 介護相談員派遣事業<高齢介護課>
- ・ 介護家族継続支援事業<高齢介護課>
- ・ 介護給付等費用適正化事業<高齢介護課>
- ・ 徴収事務（コンビニ収納）<高齢介護課>
- ・ 長寿祝賀事業<高齢介護課>

3-③ 【障がい者福祉の充実】

施策の方向や目標

障がい者の日常生活や社会生活を支えていく上で、より身近な場所でサービスを提供できる施策の展開と、地域で共に生活する人たちの理解や協力を得られるよう啓発活動を促進します。

実施する施策の概要

- (1) 障がい者虐待の防止と早期発見を推進するための啓発活動や虐待事案への対応に努めます。
- (2) 障がい支援区分認定審査事務については、近隣市町村との共同処理を引き続き実施し、審査の迅速化を図ります。
- (3) 基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の確立に努めます。
- (4) より身近な場所で、きめ細やかな相談支援を行うため、専門員による出張相談窓口を市役所内に開設します。
- (5) 事業者、雇用、教育、医療等の関係機関で構成する障がい者地域自立支援協議会において、関係機関のネットワーク作りや障がい理解の啓発活動などを引き続き実施します。
- (6) 「第4期障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、平成30年度からの長期計画「第4次障がい者計画」の策定に取り組みます。

主な事業と担当所管

- ・ 障害者虐待防止対策支援事業<障がい福祉課>
- ・ 障がい支援区分認定審査の広域処理<広域福祉課>
- ・ 地域生活支援事業（障がい者相談支援事業・障がい者基幹相談支援センター事業・障がい者地域自立支援協議会事業・移動支援事業・日中一時支援事業）<障がい福祉課>
- ・ 介護・訓練等給付事業<障がい福祉課>
- ・ 障害者計画等策定事業<障がい福祉課>

4-① 【生活自立支援の充実】

施策の方向や目標

関係機関との連携により、生活困窮世帯等の自立に向けた支援体制を整えます。

実施する施策の概要

- (1) 就職困難者の雇用実態や就労の意向、抱えている問題点の把握調査を実施します。
- (2) 関係機関と連携し、地域での自立生活を支える環境づくりを進めます。
- (3) 就労支援員と連携し、一人ひとりの実態に応じた支援を行います。
- (4) 生活習慣の改善や就労のための基礎技能修得など、自立支援を強化します。
- (5) 子どもへの学習支援や居場所づくり、社会性を育むための支援に取り組みます。

主な事業と担当所管

- ・ 就職困難者の抱える問題等の把握調査<生活支援課・地域福祉課>
- ・ 関係機関のネットワーク化による自立支援体制づくり<生活支援課・地域福祉課>
- ・ 生活自立に向けた就労支援体制づくり<生活支援課・地域福祉課>
- ・ 生活困窮者自立支援事業<地域福祉課>
- ・ 社会的居場所づくり事業<地域福祉課>
- ・ 子どもの貧困に対する支援体制づくり<人権政策課・こども未来室・教育指導室・地域福祉課・政策推進課 他>

4-② 【保険年金の充実】

施策の方向や目標

市民の健康を増進し、また、医療費の抑制につなげるために、持続可能な保険制度の運営と、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視した健診及び保健指導の充実を図ります。

実施する施策の概要

- (1) 40～74歳の対象被保険者に特定健診の受診券を送付し、健診受診率を高めます。
- (2) 国民健康保険料などのコンビニ収納を引き続き実施します。
- (3) 保健師などの女性職員を中心とする「けんこう小町」によるPR活動を展開し、特定健診や特定保健指導、がん検診などの受診率向上による医療費の抑制に努めます。
- (4) 糖尿病などの生活習慣病の重症化を防ぐため、電話による受診勧奨や訪問指導を行い、医療費の抑制に努めます。
- (5) ジェネリック医薬品差額通知の実施により、医療費の抑制に努めます。

主な事業と担当所管

- ・ 保健事業<保険年金課>
- ・ 徴収事務（コンビニ収納）<保険年金課>
- ・ ジェネリック医薬品差額通知事業<保険年金課>
- ・ 特定健康診査等事業<保険年金課>

基本計画 第2章 第5節

1-① 【市民地球環境運動の推進】

施策の方向や目標

地球温暖化対策実行計画に基づく省エネルギー化を進めます。また、活動している市民や企業との連携を進めていきます。

実施する施策の概要

- (1) 市民・事業者・行政が連携して温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、住宅用太陽光発電システムの設置補助に加え、家庭用燃料電池の設置補助を実施し、循環型社会をめざします。
- (2) 環境家計簿の配布などによる啓発活動を引き続き実施します。また、環境省が進めるエコアクション21を推進します。
- (3) 環境に配慮した企業活動を支援するため、ISO14001を積極的に取得しようとする企業に対して経費の一部を補助します。
- (4) 節電対策の啓発・推進に取り組みます。
- (5) 緑のカーテン設置を促進します。

主な事業と担当所管

- ・ 住宅用太陽光発電システムの設置補助<みどり環境課>
- ・ 家庭用燃料電池の設置補助<みどり環境課>
- ・ エコアクション21の推進、環境家計簿の普及<みどり環境課>
- ・ 産業活性化事業（ISO14001取得への補助）<商工観光課>

1-② 【環境美化の推進】

施策の方向や目標

「まちを美しくする市民運動推進会議」など、市民と協働で美しいまちづくり活動を展開し、各駅前での啓発など、環境美化の推進に取り組みます。

実施する施策の概要

- (1) 地域における清掃活動や美化活動を推進します。
- (2) アドプトロードプログラムなど市民や企業等による自主的な交通環境の美化活動を支援します。

主な事業と担当所管

- ・ 環境美化推進事業<みどり環境課>
- ・ 市道アドプトロード事業<道路交通課>

1-③ 【ごみの減量とリサイクルの推進】

施策の方向や目標

ごみの減量への方策やリサイクルを推進します。

実施する施策の概要

- (1) 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、長期的・計画的なごみの減量化・資源化など適正処理を推進し、循環型社会の形成を図ります。
- (2) ごみシール制、資源ごみの分別収集、有価物の集団回収、ごみ減量化機器への補助などを通して、ごみの資源化や減量化を進めます。
- (3) 粗大ごみの有料化制度導入について、南河内環境事業組合の構成市町村と協議しながら検討します。
- (4) 「リサイクル良品展」の開催による3R（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発や、高齢者や障がい者等への「ふれあい収集」を引き続き実施します。

主な事業と担当所管

- ・ 一般廃棄物処理基本計画実施事務<衛生課>
- ・ 資源ごみ処理委託事業<衛生課>
- ・ ごみ減量対策事業<衛生課>
- ・ 粗大ごみ有料化の検討<衛生課>

1-④ 【汚水処理の推進】

施策の方向や目標

水洗化による生活改善と水環境の更なる改善をめざして汚水処理施設整備を進めます。

実施する施策の概要

- (1) 公共下水道については、市街化区域の整備が概成したことから、市街化調整区域の整備を進めるとともに、老朽管については、長寿命化工事を順次実施します。
- (2) 市設置型浄化槽整備事業を引き続き推進します。

主な事業と担当所管

- ・ 流域関連公共下水道事業<下水道課>
- ・ 市設置型浄化槽整備事業<下水道課>

2-① 【水辺の環境整備】

施策の方向や目標

市民の憩いの場である石川の水辺などを美しく保つために、行政・市民・学校・地域が一体となって水辺の環境美化に取り組みます。

実施する施策の概要

- (1) 石川大清掃を通して、市民とともに石川並びに支流に至る水辺の美化推進に取り組みます。
- (2) 市内の河川を美しく保つため、下排水路の浚渫や河川の改修を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 石川大清掃の実施<みどり環境課>
- ・ 河川管理事業<水路耕地課>
- ・ 下排水路管理事業<水路耕地課>

2-② 【みどりの推進】

施策の方向や目標

自然の生態系を重視し、持続可能な自然環境の保全に重点を置いたまちづくりを進めます。

良好な景観の形成、防災機能の向上、市民の憩いの場の確保など、多様な観点からみどりの保全に努めます。

実施する施策の概要

- (1) 滝谷公園の桜の植え替えなど、都市公園や児童遊園の適切な維持管理や、年次的な遊具の取替えなどを推進します。
- (2) 市民による緑化活動や公園等愛護会の活動を支援します。
- (3) 街路樹の適切な維持管理を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 公園整備・管理事業<みどり環境課>
- ・ 記念植樹事業（「記念の森」の維持管理）<みどり環境課>
- ・ グリーンハーモニー事業（緑化フェアへの補助など）<みどり環境課>
- ・ 街路樹管理事業<道路交通課>

2-③ 【自然、歴史環境の保全と活用】

施策の方向や目標

市民による自然保護活動を支援し、富田林寺内町を中心とした本市の歴史遺産を対外的にアピールするとともに、これらを次世代に継承するための保全だけでなく、積極的な整備を図ることでまちの資源として活用します。

実施する施策の概要

- (1) 富田林の自然を守る市民活動を支援します。
- (2) 寺内町地区の重要伝統的建造物群保存地区追加に向け、引き続き取り組みを進めます。
- (3) 文化財保護条例の制定をめざすとともに、埋蔵文化財保護のための緊急発掘調査の実施や歴史資料の保存活用を図ります。
- (4) 寺内町地区のまち並み景観の整備を行います。
- (5) 史跡新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳の整備に向けた取り組みを行います。
- (6) 市内の歴史遺産をまちの資源として有効活用するため、標識や看板の設置・修繕に取り組みます。

主な事業と担当所管

- ・ 富田林の自然を守る市民運動事業<みどり環境課>
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区追加に向けた検討<文化財課>
- ・ 埋蔵文化財調査事業<文化財課>
- ・ 出土遺物・古文書及び民俗資料保存活用事業<文化財課>
- ・ 寺内町整備事業・街なみ環境整備事業<文化財課>
- ・ 文化財管理事業<文化財課>

2-④ 【安全でおいしい水の供給】

施策の方向や目標

南海トラフ地震の発生が想定されるなか、応急給水・応急復旧計画に基づき、災害対策の観点から老朽管の更新、水道施設の耐震化や応急給水体制の整備を行います。

実施する施策の概要

- (1) 安全で安心な水道水を安定的に供給するため、「富田林市水道事業ビジョン」を策定するとともに、更新時期を迎える水道管の計画的な更新・耐震化を推進します。
- (2) 地震時に病院や避難所などへ水道水を確保する「耐震化ルート」の整備を行います。
- (3) 配水池やポンプ場における、老朽化した機械・電気設備等の更新を進めます。
- (4) 近隣市町村との間で直接水道管を結び、緊急時の相互配水をめざします。
- (5) オリジナルのボトル缶を製作し、災害時や緊急時に備えながら、安全でおいしい水道水の啓発にも活用します。
- (6) 大阪府広域水道企業団に参画し、水道事業の運営や市民生活への影響を考慮しながら、広域化について協議を進めます。

主な事業と担当所管

- 水道事業ビジョンの策定<水道工務課>
- 水道基幹管路耐震化事業<水道工務課>
- 水道施設更新・耐震化事業<水道工務課>
- 老朽管更新事業<水道工務課>
- 緊急連絡管事業<水道工務課>
- 水道事業広域化の協議<上下水道総務課>

基本計画 第2章 第6節

1-① 【防犯対策の充実】

施策の方向や目標

町会・学校・警察などの各種関係機関と協力し、地域社会における防犯活動の積極的な推進や市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪が発生しにくいまちをめざします。

実施する施策の概要

- (1) 青色防犯パトロールを引き続き実施するとともに、地域住民による青色防犯パトロール車の運行に対して補助を行います。
- (2) 防犯教室の開催や街頭キャンペーンなど、各種防犯啓発活動を支援します。
- (3) 町会等が行う防犯カメラ設置やLED化の推進を含めた防犯灯維持管理費の補助を引き続き実施し、住民の安全確保と街頭犯罪などの抑止を図ります。
- (4) 市内企業団地内の団体等が行う防犯カメラの設置を補助します。
- (5) 警察との連携により、市内危険箇所、公共施設、通学路や公園、乗降客が集中する駅前などに、市設置型の防犯カメラを設置します。

主な事業と担当所管

- ・ 防犯対策事業<総務課>
- ・ 防犯灯補助事業<市民協働課>
- ・ 地縁団体防犯カメラ整備補助事業<市民協働課>
- ・ 産業活性化事業（企業団地等共同施設設置補助）<商工観光課>
- ・ 市設置型防犯カメラ整備事業<総務課>

1-② 【防災対策の充実】

施策の方向や目標

建物の耐震化や防災意識の高揚などを図り、市民や各種団体の参加と協力を得ながら、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害の教訓を生かした、災害に強いまちづくりを進めます。

実施する施策の概要

- (1) 地域防災計画に基づき、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ります。
- (2) 防災訓練を実施するとともに、備蓄食料・資機材を計画的に購入し、指定避難所へ分散して配備します。
- (3) 物資の供給、医療救護活動、緊急輸送活動等について、事業者との協定締結を進めます。
- (4) 自主防災組織の設置促進と育成強化に努めるとともに、小学校単位で実施される防災訓練への補助や、町会等が作成する「地域防災マップ」の作成支援、出前講座の実施など、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の高揚を図ります。
- (5) 同報系防災行政無線については、浸水想定区域に整備します。
- (6) 地域防災力の強化に向け、旧公会堂跡地において消防団第1分団の車庫・詰所の建築工事を進めるとともに、第2分団については車庫・詰所の耐震補強工事を実施します。
- (7) 消防車両等の計画的な整備や、関係機関との連携の強化に努めます。
- (8) 市道に面した「がけ地」の防災工事に対する補助を引き続き行います。
- (9) 老朽溜池・河川・水路の改修に努めます。
- (10) 「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、高齢者や障がい者など災害時に支援を要する人たちを地域で支えるネットワークづくりを引き続き推進します。
- (11) 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策本部、消防本部、消防団、自主防災組織と連携した訓練を実施します。
- (12) 市民の生命・身体・財産を守るため、住宅用火災警報器や感震ブレーカーの普及啓発、設置促進に努めるとともに、査察業務を強化し、火災予防に努めます。
- (13) 耐震改修促進計画を改定するとともに、既存民間建築物の耐震化を引き続き推進します。
- (14) 水防ため池のうち、下流への影響が大きいものについては、堤防の耐震診断やハザードマップの作成を行うとともに、重要な水防ため池については、水位計等の観測機器を設置します。
- (15) 大雨の際に浸水が想定される地区を示した内水ハザードマップを作成します。

主な事業と担当所管

- ・ 防災対策事務<危機管理室>
- ・ 防災対策施設整備事業<危機管理室>
- ・ 火災予防事業<予防課>
- ・ 自主防災組織設置育成事業<警備救急課>
- ・ 消防団拠点施設整備事業<消防総務課>
- ・ 消防自動車整備事業<消防総務課>
- ・ 消防施設整備事業<消防総務課>
- ・ がけ地防災工事補助事業<道路交通課>
- ・ 河川管理事業（河川補修工事）<水路耕地課>
- ・ 浸水対策事業（水路改良等工事）<水路耕地課>
- ・ 避難行動要支援者支援対策事業<地域福祉課 他>
- ・ 耐震改修促進計画の改定<まちづくり推進課>
- ・ 既存民間建築物耐震化推進事業<住宅政策課>
- ・ ため池ハザードマップ作成<水路耕地課>
- ・ ため池耐震診断事業<水路耕地課>
- ・ ため池防災テレメーター設置事業<水路耕地課>
- ・ 内水ハザードマップ作成<下水道課>

1-③ 【あらゆる危機への対応】

施策の方向や目標

新たなインフルエンザや個人情報漏洩など、想定されるさまざまな危機事象にも早急に対処できる体制を整え、安全で安心なまちづくりを進めます。

実施する施策の概要

- (1) 様々な危機に対応できるように、市役所内の組織体制を整え、関係機関との連携強化に努めます。
- (2) 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、大阪府や関係機関との連携や、発生に備えた体制の整備に努めます。
- (3) 災害などによる市保有データの保全や業務継続性を確保するため、情報システムの基盤整備を推進します。

主な事業と担当所管

- ・ リスクマネジメントについての研究<危機管理室・人事課・総務課>
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備<健康づくり推進課>
- ・ 災害等に備えた情報システムの基盤整備<政策推進課>

2-① 【交通網の充実】

施策の方向や目標

整備中の幹線道路の早期完成に努めるとともに、新たな交通施策を検討し、誰もが快適に移動できる交通網の実現をめざします。

実施する施策の概要

- (1) レインボーバスの効率的な運用に努めます。
- (2) 「交通基本計画」に基づき、交通不便地域対策に取り組むとともに、引き続き地域実情に応じた交通施策の検討を行います。
- (3) 府道美原太子線（粟ヶ池バイパス）の早期完成に向け、近鉄長野線鉄道高架事業を府市共同で行います。

主な事業と担当所管

- ・ レインボーバス運行事業<道路交通課>
- ・ 交通政策検討事務事業<道路交通課>
- ・ 府道美原太子線の延伸に伴う近鉄高架事業<道路交通課>

2-② 【交通環境の整備】

施策の方向や目標

誰もが気軽に安心して外出し、移動できる交通環境を整備するとともに、計画的な維持管理による安全・安心なまちの実現をめざします。

実施する施策の概要

- (1) 道路のバリアフリー化を推進します。
- (2) 道路ストックの総点検結果に基づき、緊急度・危険度に応じた計画的な道路の補修に努めます。
- (3) 市道若松5号線について、舗装等の改修や歩道の再整備を進めます。
- (4) 子どもの登下校時の安全を確保するため、関係機関と連携し、通学路の点検・整備を進めます。
- (5) 行き止まり道路・狭隘道路など生活道路の整備を進めます。
- (6) 道路の陥没や交通安全施設の異常などを早期に発見するため、道路点検パトロールを引き続き実施します。
- (7) 鉄道駅舎のバリアフリー化整備を引き続き推進します。
- (8) 橋梁長寿命化修繕計画に基づく維持補修に努めます。
- (9) アドプトロードプログラムなど市民や企業等による自主的な交通環境の美化活動を支援します。

主な事業と担当所管

- ・ 交通バリアフリー法に基づく道路特定事業<道路交通課>
- ・ 道路ストック総点検補修事業<道路交通課>
- ・ 道路維持補修事業<道路交通課>
- ・ 通学路整備事業<道路交通課>
- ・ 交通等バリアフリー推進事業（駅舎のバリアフリー化等）<まちづくり推進課>
- ・ 橋梁維持補修事業<道路交通課>
- ・ 市道アドプトロード事業<道路交通課>

2-③ 【交通安全の推進】

施策の方向や目標

交通環境の整備を行い、啓発活動などを通じて市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故が未然に防止され、安全、安心で快適に生活できるまちづくりを進めます。

実施する施策の概要

- (1) 交通事故をなくす運動推進本部などと連携し、交通事故のない社会づくりに努めます。
- (2) 交通安全施設の整備・更新を行い、道路の安全性を高めます。
- (3) 交通安全協会や市民団体等と連携し、高齢者交通安全教室などの各種交通安全啓発事業を実施します。
- (4) 各駅前における自転車放置禁止啓発活動、撤去、保管等の放置自転車対策を進めます。
- (5) 駅前における自転車駐車場の利用・促進を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 交通安全一般経費<道路交通課>
- ・ 交通安全施設整備事業<道路交通課>
- ・ 放置自転車等防止対策事業<道路交通課>
- ・ 自転車駐車場管理事業<道路交通課>

3-① 【計画的な土地利用の推進】

施策の方向や目標

都市計画マスタープランに基づく都市計画を推進し、計画的な土地利用を図ります。

実施する施策の概要

- (1) 市民の参加を得ながら、都市計画を推進します。
- (2) 市街化調整区域の地区計画等による土地利用調整エリアの有効な土地利用を推進します。また、幹線道路沿道においては、大規模集客施設の立地など有効な土地利用をめざします。
- (3) 金剛地区において、地区の将来像や活性化に向けた取り組み方針等を示す「金剛地区再生指針」の策定に取り組みます。
- (4) 「若松地区再整備基本構想」に基づき、計画的に整備を進めます。

主な事業と担当所管

- ・ 都市計画<まちづくり推進課>
- ・ 若松団地周辺の公共施設再整備<住宅政策課>

3-② 【富田林らしい景観の整備】

施策の方向や目標

歴史的なまちなみや恵まれた自然景観などを活かした富田林らしい景観づくりをめざし、市民と行政との協働による景観まちづくりについて検討します。

実施する施策の概要

- (1) 専門家による講演会の実施など、景観に関する知識の普及や意識の啓発に努めます。

主な事業と担当所管

- ・ 景観まちづくりに関する啓発<まちづくり推進課>

3-③ 【住まいの充実】

施策の方向や目標

良好な住まいづくりへの誘導を図り、既存の市営住宅の建替えや改修を進めます。

実施する施策の概要

- (1) 建築協定制度などを活用し、市民主体の住まいの環境づくりを支援します。
- (2) 市営住宅については、若松住宅建替えなどにより、適切な住宅の整備・管理に努めます。
- (3) 空家等対策の円滑な実施に向けて、調査結果に基づく実状把握を行い、利活用等方策を検討します。
- (4) 若者世代の本市への移住や定住の促進に向けて、親世帯との近居・同居を目的とした住宅購入を引き続き助成します。

主な事業と担当所管

- ・ 住宅管理事業（住宅施設修繕等）＜住宅政策課＞
- ・ 市営住宅整備事業＜住宅政策課＞
- ・ 若松地区公共施設再整備事業（若松団地建替え）＜住宅政策課＞
- ・ 建築確認申請事務＜まちづくり推進課＞
- ・ 空家等対策の推進＜住宅政策課・みどり環境課・衛生課 他＞
- ・ 近居同居促進給付金事務＜住宅政策課＞

3-④ 【駅前等の賑わい再生】

施策の方向や目標

地域資源を有効に活用しながら、市民との協働で駅前等の賑わい再生をめざします。

実施する施策の概要

- (1) 観光交流施設「きらめきファクトリー」を、観光交流やシティセールスの拠点として有効活用します。
- (2) 駅前等の活性化や賑わいの再生に向けて、商店会等との連携や、取り組みに対する支援を行います。
- (3) 交通の拠点となる市内各駅へのアクセス等利便性を高めるために、駅周辺環境調査を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 観光振興事業＜商工観光課＞
- ・ 商業活性化総合支援事業＜商工観光課＞
- ・ 市内各駅の周辺環境の調査＜道路交通課＞

基本計画 第2章 第7節

1-① 【農業の生産価値の向上】

施策の方向や目標

農業施設の整備や農作物被害の防止により生産性の向上をめざします。また、遊休農地の解消や後継者の育成に取り組み、農業の継続性の維持に努めます。さらに、生産物の流通を促進するための学校給食での利用を含む地産地消や地元農産物のブランド化を支援します。

実施する施策の概要

- (1) 農業経営の安定化を図るため、6次産業化・ブランド化など農業経営の強化を推進し、各種農業団体への事業支援を行います。
- (2) 新鮮で安全な農作物を供給するため、農薬や化学肥料の使用を減らした環境に優しい農業を支援します。
- (3) イノシシ・アライグマ等の駆除及び捕獲、防護柵や捕獲檻の設置補助等を引き続き行います。
- (4) 農産物直売所や朝市などを活用し、地産地消の活動を支援します。

主な事業と担当所管

- ・ 農業土木市単独事業（農業生産の基盤整備）＜水路耕地課＞
- ・ 中核農家総合支援事業＜農業振興課＞
- ・ 鳥獣野菜被害補助対策事業＜農業振興課＞
- ・ 鳥獣被害補助事業＜みどり環境課＞
- ・ 地産地消推進事業＜農業振興課＞

1-② 【農を生かした多面的な交流の推進】

施策の方向や目標

農業の重要性や、富田林の農作物のことなどを広く市民に知ってもらうため、農業祭の開催、サバーファームや市民農園での農業体験や農業教室などの利用を通じた農との交流を進めます。また、学校教育における農業の体験学習や食農教育を支援します。

実施する施策の概要

- (1) 農地の遊休化防止等を図るため、農地の貸借や市民農園等の開設を促進します。
- (2) サバーファームについては、各種イベントの開催や農業体験・農との交流を進めるなど、より魅力ある施設を目指すとともに、利用者のニーズに即した施設のあり方や今後の運営についての基本計画を策定します。
- (3) 農業塾の開催や新規就農者への支援など、新たな農業の担い手を育成します。

主な事業と担当所管

- ・ 遊休農地対策事業＜農業振興課＞
- ・ 農業公園管理運営事業＜農業振興課＞
- ・ 農林振興一般事務＜農業振興課＞
- ・ 新規就農総合支援事業＜農業振興課＞

2-① 【商工業経営の活性化】

施策の方向や目標

地域のにぎわいやイメージアップをめざし、商工団体との連携により、商店街や工業団地などの活性化を推進します。

実施する施策の概要

- (1) イベント等の積極的な実施、空き店舗を利用することにより地域住民の交流促進を図ります。
- (2) 環境に配慮した企業活動や自然災害などからの早期復旧を支援するため、ISO 14001を積極的に取得しようとする企業や事業継続計画（BCP）を策定する企業に対して、引き続き経費の一部を補助します。
- (3) 市内のものづくり企業を支援するため、企業交流会やセミナーを開催します。
- (4) 本市内で創業しやすい環境づくりに向けて、商工会や金融機関と連携し、創業費用の一部補助などに取り組みます。
- (5) 市融資制度並びに大阪府開業サポート資金融資制度を利用する企業に対する保証料の一部補給により、引き続き市内事業者への金融支援を行います。
- (6) 地域資源を活かした商品・サービスなどの富田林ブランド化を促進します。

主な事業と担当所管

- ・ 商業活性化総合支援事業（空き店舗対策・イベント実施）＜商工観光課＞
- ・ 産業活性化事業（ISO 14001認証取得補助・BCP策定補助・ものづくり技術推進支援）＜商工観光課＞
- ・ 創業支援事業＜商工観光課＞
- ・ 商工団体育成事業＜商工観光課＞
- ・ 中小企業融資事業＜商工観光課＞

2-② 【買い物しやすい環境形成】

施策の方向や目標

安心した消費生活を支援するため、消費者相談などを行います。また地域での買物を促すために、商工団体などと連携した取り組みを行います。

実施する施策の概要

- (1) 消費生活専門相談員による消費者相談を、引き続き近隣町村と連携して広域的に実施します。
- (2) 消費者トラブルを未然に防ぐため、広報やウェブサイトでの啓発や「消費者啓発講座」などを行います。
- (3) 商店街のにぎわい創出や環境整備などの支援を行います。

主な事業と担当所管

- ・ 消費者保護対策事業＜商工観光課＞
- ・ 商業活性化総合支援事業＜商工観光課＞
- ・ 商業共同施設整備事業＜商工観光課＞

2-③ 【雇用機会の拡充】

施策の方向や目標

厳しい雇用情勢への対応を図るため、国や大阪府との連携を図り、様々な情報の提供を行います。

職業能力の開発を図るとともに就労相談や求人情報の提供を進めます。雇用機会の拡充や、勤労者の福利厚生などの支援を行います。

実施する施策の概要

- (1) 広域で実施する企業の就職面接会などを通じて雇用機会の提供に努めます。
- (2) 高校、大学など新卒者の就職に関するニーズ調査を行うとともに、若者の市内企業への関心を高めるため、企業と学生の交流会を開催します。
- (3) 就職困難者を対象とした相談や職業能力向上のための講習会などを開催します。
- (4) 若年者や就職を希望する女性を対象とした就労支援セミナーを開催します。
- (5) 勤労者共済会を通して、事業所に勤務する従業員などの福祉の増進を図ります。

主な事業と担当所管

- ・ 就労支援事業<商工観光課>
- ・ 勤労者共済会補助事業<商工観光課>

3-① 【地域資源を活かした交流の促進】

施策の方向や目標

観光・文化・産業など、富田林の地域資源を再発見・再構築し、その魅力を情報発信するとともに、富田林ブランドに認定された製品の PR や新たなブランド製品の開発など、都市イメージの向上を図ります。

実施する施策の概要

- (1) 自然・歴史資産・みどり豊かな住環境や充実した子育て・教育施策など、本市が持つ強みや特色を積極的・効果的に発信し、多くの方に「行ってみたい」、「住んでみたい」、「住み続けたい」と思ってもらえるよう、戦略的なシティセールスを引き続き推進します。
- (2) 本市の施策や魅力を広く PR するため、ウェブサイトの充実、インターネットや雑誌等への広告掲載など、多様な媒体を活用した情報発信を行います。また専門的な知識・経験をもつアドバイザーを引き続き配置し、シティセールスを効果的に進めます。
- (3) イメージキャラクター「とっぴー」やリーフレット「とんかつ」、富田林プロモーション動画「愛、煌き、とんだばやし」などの活用に努めます。
- (4) 観光交流施設「きらめきファクトリー」において、市内に点在する観光資源など本市の魅力を発信するとともに、様々な交流イベントを通じ、来訪者の増加をめざします。
- (5) 交流人口の増加をめざし、近鉄長野線を利用した短時間滞在型の旅行パンフレットの作成や、キャンペーン等を実施し、本市の魅力発信を行います。
- (6) 金剛地域の新たな魅力の創造に向け、金剛地域魅力発信事業や、金剛中央線にイルミネーションを設置する「金剛きらめきイルミネーション」を引き続き実施します。
- (7) 「じないまち四季物語」など地域の取り組みを支援します。
- (8) 農業祭・商工祭では、各種団体との更なる連携を図り、市民の交流を促進します。
- (9) 大学・企業等との連携協力を進めます。
- (10) 寄付をいただいた方へのお礼品として地元特産品を充実するなど、ふるさと寄附金制度を活用し、本市のさらなる魅力発信に努めます。

主な事業と担当所管

- ・ シティセールス事業<都市魅力創生課>
- ・ 観光振興事業<商工観光課>
- ・ 観光交流施設運営事業<商工観光課>
- ・ OnlyOne 魅力発信企画連携事業<都市魅力創生課>
- ・ とんだばやしふるさと寄附金事業<都市魅力創生課>